

ベルン州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置について

【ポイント】

● 10月18日、ベルン州は、スイス連邦政府が同日発表した新型コロナウイルス感染症の急速な増加に対処するための追加措置を受け、主要な大規模イベントの禁止を発表

【本文】

10月18日、ベルン州は、スイス連邦政府が同日、新型コロナウイルス感染症の急速な増加に対処するため、スイス国内全土において複数の追加措置を導入したことを受け、以下の独自の追加措置を実施すると発表しました。

1 主要な大規模イベントの禁止

ベルン州内における参加者が1,000人を超える主要な大規模イベントの開催が禁止されます。

2 適用日

2020年10月19日(月)以降

3 信号システムの導入

ベルン州内における全ての大規模イベント開催の判断基準に活用するため、信号システムが導入されます。

同システムは、ベルン州内の新型コロナウイルス感染症症例数、病院における集中治療室の状況並びに追跡状況の指標に基づき運用されます。

なお、10月19日(月)導入時は、「赤」となります。

(信号システムの色の参考)

「赤」：イベント開催不可

「オレンジ」：イベントは感染防止コンセプトを策定し、かつ、追加要件を満たした場合に開催可能

「黄」：イベントは感染防止コンセプトを策定した上で開催可能

「緑」：イベント開催可能

○ベルン州発表

https://www.be.ch/portal/de/index/mediencenter/medienmitteilungen.meldungNeu.mm.html/portal/de/meldungen/mm/2020/10/20201018_1431_verbot_zur_durchfuehrungvongrossveranstaltungenimkantonbern

(リンクはドイツ語、他にフランス語有)

○ベルン州信号システム関連ページ

<https://www.gef.be.ch/gef/de/index/Corona/Corona/grossveranstaltungen.html>

(リンクはドイツ語、他にフランス語有)

○10月16日：ベルン州独自追加措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100104547.pdf>

○10月7日：ベルン州独自追加措置等

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100101333.pdf>

○9月24日：ベルン州独自措置等

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100096224.pdf>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合
帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>